

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月29日
【報告者の氏名又は名称】	エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー (AVI Japan Opportunity Trust plc)
【報告者の住所又は所在地】	英国ロンドン市、51 ライムストリート19階(19th Floor, 51 Lime Street, London, United Kingdom)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 川村一博
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5218-2084(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 小林隆彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー(AVI Japan Opportunity Trust plc)をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ブロードメディア株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。

(注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注12) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として

明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注13) 公開買付代理人及びその関係者は、その通常の業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が適用のある法令に則り日本で開示された場合には、当該情報は当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

ブロードメディア株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

2025年12月10日(水曜日)から2026年1月28日(水曜日)まで(30営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(775,300株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行う旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限(775,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(1,749,691株)が買付予定数の上限(775,300株)を超えましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後に提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。)に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2026年1月29日に本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,749,691(株)	775,300(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	1,749,691	775,300
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	25,684
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	4,989
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(g)	69,778
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	43.03

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2025年11月13日に提出した第30期(2026年3月期)半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された、2025年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(7,500,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(372,451株)を控除した株式数(7,127,549株)に係る議決権数(71,275個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ. 計算方法

応募株券等の総数(1,749,691株)が買付予定数の上限(775,300株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等(本公開買付けに応募した株主をいいます。以下同じとします。)からの買付株数の合計が買付予定数に満たなかったため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行いました。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定しました。

□ . 計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主等からの買付け等をする株券等の数の合計は775,300株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	7,753.00	(A)
応募株券等に係る議決権の数	17,496.91	(B)
あん分比率	0.4431068114...	(A)/(B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例 後の株式数 (株)	1単元未満 の株式数を 四捨五入 (株)	(3)により切 上げ/切捨て られた単元未 満株式数(株)	買付株式 数の増減 (株)	最終買付 株式数 (株)	応募株主 に返還す る株式数 (株)	件数 (件)
1	658,095	291,606.38	291,600	-6.38		291,600	366,495	1
2	242,400	107,409.09	107,400	-9.09		107,400	135,000	1
3	148,800	65,934.29	65,900	-34.29		65,900	82,900	1
4	110,000	48,741.75	48,700	-41.75		48,700	61,300	1
5	92,789	41,115.44	41,100	-15.44		41,100	51,689	1
6	74,100	32,834.21	32,800	-34.21		32,800	41,300	1
7	65,700	29,112.12	29,100	-12.12		29,100	36,600	1
8	55,500	24,592.43	24,600	7.57		24,600	30,900	1
9	37,300	16,527.88	16,500	-27.88		16,500	20,800	1
10	35,500	15,730.29	15,700	-30.29		15,700	19,800	1
11	24,350	10,789.65	10,800	10.35		10,800	13,550	1
12	21,000	9,305.24	9,300	-5.24		9,300	11,700	1
13	19,900	8,817.83	8,800	-17.83		8,800	11,100	1
14	14,000	6,203.50	6,200	-3.50		6,200	7,800	1
15	13,500	5,981.94	6,000	18.06		6,000	7,500	1
16	13,000	5,760.39	5,800	39.61		5,800	7,200	1
17	12,400	5,494.52	5,500	5.48		5,500	6,900	1
18	12,200	5,405.90	5,400	-5.90		5,400	6,800	1
19	8,600	3,810.72	3,800	-10.72		3,800	4,800	1
20	5,400	2,392.78	2,400	7.22		2,400	3,000	1

21	5,000	2,215.53	2,200	-15.53		2,200	2,800	1
22	3,850	1,705.96	1,700	-5.96		1,700	2,150	1
23	3,600	1,595.18	1,600	4.82		1,600	2,000	1
24	3,100	1,373.63	1,400	26.37		1,400	1,700	1
25	3,000	1,329.32	1,300	-29.32		1,300	1,700	3
26	2,601	1,152.52	1,200	47.48		1,200	1,401	1
27	2,600	1,152.08	1,200	47.92		1,200	1,400	1
28	2,500	1,107.77	1,100	-7.77		1,100	1,400	1
29	2,200	974.83	1,000	25.17		1,000	1,200	1
30	2,000	886.21	900	13.79		900	1,100	1
31	1,800	797.59	800	2.41		800	1,000	1
32	1,500	664.66	700	35.34		700	800	2
33	1,480	655.80	700	44.20		700	780	1
34	1,400	620.35	600	-20.35		600	800	1
35	1,300	576.04	600	23.96		600	700	1
36	1,200	531.73	500	-31.73		500	700	3
37	1,100	487.42	500	12.58		500	600	3
38	1,070	474.12	500	25.88		500	570	1
39	1,000	443.11	400	-43.11		400	600	3
40	900	398.80	400	1.20		400	500	4
41	820	363.35	400	36.65		400	420	1
42	800	354.49	400	45.51		400	400	2
43	790	350.05	400	49.95		400	390	1
44	700	310.17	300	-10.17		300	400	4
45	650	288.02	300	11.98		300	350	1
46	640	283.59	300	16.41		300	340	1
47	620	274.73	300	25.27		300	320	1
48	600	265.86	300	34.14		300	300	2
49	550	243.71	200	-43.71		200	350	1

50	500	221.55	200	-21.55		200	300	7
51	400	177.24	200	22.76		200	200	1
52	340	150.66	200	49.34		200	140	1
53	320	141.79	100	-41.79		100	220	1
54	300	132.93	100	-32.93		100	200	1
55	270	119.64	100	-19.64		100	170	1
56	210	93.05	100	6.95		100	110	1
57	200	88.62	100	11.38		100	100	6
58	180	79.76	100	20.24		100	80	1
59	170	75.33	100	24.67		100	70	1
60	150	66.47	100	33.53		100	50	1
61	104	46.08	0	-46.08	100	100	4	2
62	103	45.64	0	-45.64	100	100	3	7
63	102	45.20	0	-45.20	100	100	2	9
64	101	44.75	0	-44.75	100	100	1	19
65	101	44.75	0	-44.75		0	101	12
66	100	44.31	0	-44.31		0	100	32
67	90	39.88	0	-39.88		0	90	1
68	50	22.16	0	-22.16		0	50	1
69	40	17.72	0	-17.72		0	40	1
70	30	13.29	0	-13.29		0	30	1
71	10	4.43	0	-4.43		0	10	5
72	1	0.44	0	-0.44		0	1	8

(注)(2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しています。

以上